



# 宜野湾市報英語版

宜野湾市野嵩1丁目1-1 | 098-893-4119

## 7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が始まります！

日本の年度は、4月から翌年の3月までとなっています

令和5年度の国民健康保険税の納付は、7月から翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は翌年3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストア、またはスマホのキャッシュレス決済アプリで納めることができます。（※）

納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、お早めに納付をお願いします。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談等につきましては、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

※ コンビニエンスストアまたはスマホのキャッシュレス決済アプリでのお支払いは、バーコード表示のある納付書に限ります。（注意）スマホ納付では領収書が発行されません。スマホ納付の詳細については、市ホームページをご覧ください。

### 令和5年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限・口座振替日	7/31(月)	8/31(木)	10/2(月)	10/31(火)	11/30(木)	納期限12/27(水) 口座振替日12/25(月)	1/31(水)	2/29(木)	4/1(月)

#### 安心便利な口座振替を！！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のために金融機関などに行く手間も省け大変便利です。  
また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

#### 納付相談はお早めに！

病気や失業などの事情により納期限までに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を納付できない場合は納付相談を承りますので、窓口までご来所ください。

令和5年度（令和4年收入分）の申告はお済みでしょうか。

申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

## 令和5年度子宮頸がん・乳がん検診のお知らせ

対象者へ受診券が送付されます

子宮頸がん・乳がん検診は、6月から受診することができます。対象者へ受診券が送付されますので、早めの予約・受診をお願いします。

▶ 受診期間 令和5年6/1～令和6年1/31

検診名	対象者(年齢は令和6年3/31時点)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性で前年度子宮頸がん検診を受診していない方
乳がん検診	40歳以上の女性で前年度乳がん検診を受診していない方

受診方法や料金などの詳細については、6月初旬に送付される受診券と同封されているチラシをご確認するか、保険相談センターへご連絡ください。(TEL 098-898-5598)

## 5月末時点の宜野湾市人口

人口	99,960 (-2)
外国人数	1,658 (+42)
国籍	50 (-1)
世帯数	47,072 (+72)

### 消防本部より重要なお知らせ

熱中症に注意しましょう！

- 室内でも要注意
- 緊急時は、救急車を呼ぶ(119番)

ハブクラゲ注意報発令中！

沖縄本島では毎年5月から10月にかけてハブクラゲ被害が発生しています。刺された場合に備えて酢を準備しましょう。意識や呼吸がおかしい時は救急車を呼びましょう。(119番通報)

## 7月から令和5年度国民年金保険料「免除申請」の受付が始まります

令和5年度の国民年金保険料は月額16,520円です

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下(単身世帯の場合67万円)の方や、失業した方、災害等により損害を受けた方など、国民年金保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付猶予または全額もしくは一部(4分の3、半額、4分の1)が免除になる制度があります。免除申請受付時点から免除区分を2年1か月前までの期間について申請ができ、日本年金機構で審査のうえ決定します。

※「学生納付特例」を申請する方は、学生証または在学証明書(原本)が必要です。

### ■ 保険料を未納のままにしておくこと…

1. 将来、老齢基礎年金を受給できないことがあります。
2. 障害や死亡といった万が一のときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できないことがあります。

### ■ 免除が承認されると

1. 老齢基礎年金を受給するための資格期間(10年)に算入されます。ただし、国民年金保険料を全額納付した場合と比べて年金受給額は低額になります。
2. 障害年金・遺族年金を受給するための資格要件において、納付と同じ扱いになります。
  - ※「納付猶予」および「学生納付特例」の期間は、年金受給額に反映されません。
  - ※4分の3免除・半額免除・4分の1免除に該当した方は、減額された保険料を納付しない場合、未納と同じ扱いになりますのでご注意ください。

### ■ 保険料の追納について

申請免除・納付猶予・学生納付特例の期間は、10年以内であれば後から納付をすることができます。ただし、免除等を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。